

H. D. Thoreau “Civil Disobedience” における正義の概念

—「市民的不服従」という考え方—

富 永 和 元*

A Concept of Justice: H. D. Thoreau's "Civil Disobedience"

TOMINAGA Wagen*

The purpose of this paper is to consider a concept of justice on H.D. Thoreau's "Civil Disobedience." "Civil Disobedience" is read by many people all over the world, and has had a great impact on them. John Rawls, an American philosopher, thought about justice and wrote about "civil disobedience" in his book, *A Theory of Justice*. To understand Thoreau's concept of justice, I examine by comparing Thoreau's "civil disobedience" and Rawls' "civil disobedience" in this paper.

キーワード：市民的不服従，正義，良心，ソロー，ロールズ

1. 抵抗という考え方（不服従的抵抗）

不服従的抵抗とは，政府に政策を変更させる手段として，物理的に力で他者を傷つけたりする方法をとらずに，非暴力でもって法律を犯すことで，あえて行為者自身が罪に問われたり，傷ついたりするような運動とされる。¹⁾

抵抗権という考え方は，古くはトマス・アクィナス (Thomas Aquinas) の抵抗権理論，宗教改革思想におけるルター (Martin Luther) の「キリスト者の抵抗権」やカルヴァン (Jean Calvin) のカルベニズムにおける抵抗権思想などにその考えの一端

をみることができる。また，ロック (John Locke) の社会契約論にもそれをみることができる。近代の市民運動としての不服従的抵抗運動はソロー (Henry David Thoreau) によって広く認知されたことは誰もが認めるところである。また，この非暴力・不服従の抵抗運動を「市民的不服従」(Civil Disobedience) と呼んだのはソローであるとされている。

ソローの不服従的抵抗運動はその後，インド独立の祖であるガンディー (Mahatma Gandhi) や，アフリカ系アメリカ人公民権運動の指導者であるキング牧師 (Martin Luther King, Jr.) の運動にも大きな影響を与えたとされ，そのことでもソローの「市民的不服従」“Civil Disobedience” (1849) に注目が集まったため 60 年台の反体制運動の思

* 一般科准教授

原稿受付 2017 年 5 月 19 日

想的な源泉としてこのエッセーは多く引き合いに出された。そして、20世紀に入るとロールズ(john Rawls)が『正義論』(*A Theory of Justice*, 1971)において公共の市民性とむすびつけて「市民的不服従」について論じた。

本稿の目的は、ソローの「市民的不服従」における思想の根幹をなす「正義」という概念を知るために、ロールズの「市民的不服従」とソローのそれとを比較・検討することで、ソローの思想の根底にあるものに迫ることである。

2. ロールズとソローの市民的不服従

2-1 ロールズの市民的不服従

ロールズは『正義論』のなかで、さまざまな角度から正義について考察しているが、そのひとつに「市民的不服従」がある。ここでは、ソローの「市民的不服従」と比較できるように、ロールズの「市民的不服従」の特徴をまとめてみたい。

ロールズは、市民的不服従は3つの構成からなるとして、次のようにそのルールを述べる。

Next, it sets out the grounds of civil disobedience and the conditions under which such action is justified in a (more or less) just democratic regime. And finally, a theory should explain the role of civil disobedience within a constitutional system and account for the appropriateness of this mode of protest within a free society.²⁾

第一に、「市民的不服従」はひとつの抗議手段であるが、これは他の抗議手段とは区別できるようにしっかりと定義する必要があるということ。

次に、この行動が民主主義的社会において正当性を持って認められるよう、その社会で生活する人々の正義にかなった問題でなければならない。

最後に、その講義を行うに足る自由な社会において、「市民的不服従」の役割を明らかにし、その妥当性を説明すること(説明できること)。

また、彼は「市民的不服従」を次のように定義する。

I shall begin by defining civil disobedience as a public, nonviolent, conscientious yet political act contrary to law usual done with the aim of bringing about a change in the law or policies of the government. By acting in this way one address the sense of justice of the majority of the community and declares that in one's considered opinion the principles of social cooperation among free and equal men are not being respected.³⁾

このように「市民的不服従」はその共同体の少数派から多数派の正義感へ向けて呼びかけるものである。また、その公共性を訴えるうえでも非暴力で良心的でなければならない、対象としている法や政策が、そのコミュニティが共有する自由や平等に反することを訴えなければならない。

[a]nd it goes without saying that civil disobedience cannot be grounded solely on group or self-interest. Instead one invokes the commonly shared conception of justice that underlies the political order. It is assumed that in a reasonably just democratic regime there is a public conception of justice by reference to which citizens regulate their political affairs and interpret the constitution.⁴⁾

「市民的不服従」は政府の正義に反した政策に対して、その法や政策に変化をもたらすことを目

H.D. Thoreau “Civil Disobedience”における正義の概念

標としている。それゆえ、ある集団や個人の利益のために行われるべきではなく、公共的な正義に照らして行われなければならないと言う。また、その行為の公共性について次のようにも述べている。

A further point is that civil disobedience is a public act. Not only is it addressed to public principles, it is done in public. It is engaged in openly with fair notice; it is not covert or secretive. One may compare it to public speech, and being a form of address, an expression of profound and conscientious political conviction, it takes place in the public form. For this reason, among others, civil disobedience is nonviolent.⁵⁾

このように、ロールズの「市民的不服従」は公共性のある問題というだけでなく、その実践方法も公開されるべきものであるとされている。公開演説を例にあげ、それは公衆の前で遂行されるべきものであると認識していることがわかる。

ここでロールズは、「市民的不服従」とは別に「良心的拒否」という概念が存在するとして、新たな概念を持ち出してくる。彼はそれを次のように定義する。

There are several contrasts between conscientious refusal (or evasion) and civil disobedience. First of all, conscientious refusal is not a form of address appealing to the sense of justice of the majority. To be sure, such acts are not generally secretive or covert, as concealment is often impossible anyway. One simply refuses on conscientious grounds to obey a command or to comply with a legal injunction. One does not invoke the

convictions of the community, and in this sense conscientious refusal is not an act in the public forum. Those ready to withhold obedience recognize that there may be no basis for mutual understanding; they do not seek out occasions for disobedience as a way to state their cause.⁶⁾

このように、ロールズは「良心的拒否」を「市民的不服従」とは別の概念であると説明する。その相違点は、「市民的不服従」がコミュニティの多数派に向けて行われ、その共感によって正義の反する法の変更を迫るのに対して、「良心的拒否」は行動を行う個人の「良心」から沸き起こる行動であり、結果を期待してはいないと言う。「良心的拒否」はあくまで個人的な行動であると規定されている。ロールズはソローの「市民的不服従」はこの考えにあてはまるとしている。

また、彼は良心的拒否を次のようにも定義する。

Conscientious refusal is not necessarily based on political principles; it may be founded on religious or other principles at variance with the constitutional order. Civil disobedience is an appeal to a commonly shared conception of justice, whereas conscientious refusal may have other grounds. …; nor, with similar qualifications, are the views of a pacifist, assuming that wars of self-defense at least are recognized by the conception of justice that underlies a constitutional regime.⁷⁾

「市民的不服従」は共有された正義・良心への訴えであるが、「良心的拒否」の理由は政治的な理由以外のものも含まれる。それは、宗教的な原理に基づく場合もあるし、平和主義者の軍務への拒

否も政治的理由以外の場合もありうるという。

この項ではロールズの「市民的不服従」についてみてきた。彼の考えを簡潔にまとめれば次のようになるであろう。

・「市民的不服従」は、しっかりと定義され、公の正義に照らして社会に説明され、社会的にその役割が認められるものでなければならない。

・「市民的不服従」とは別に「良心的拒否」という概念が存在するが、この概念は個人的なものである。そのため「市民的不服従」のような構成は求められない。

2-2 ソローの市民的不服従

ソローの作家としての評価は、『ウォールデン』に代表される自然との共生と、「市民的不服従」のような社会改革思想にあるといわれ、そのふたつが彼の思想の両輪をなしていると考えられている。

彼の「市民的不服従」は奴隷制度とメキシコ戦争への反対から、彼が人頭税の納税を拒否したことに端を発している。彼のこのエッセーの中心をなすテーマは、自分の良心に反する法に対して政治が行われているときにどのように行動すべきか、というすべての国家に生じうる政治的不正への個人の責任と、法に従う義務との矛盾に対する回答である。

この項では、ソローの「市民的不服従」とはどのようなものであるかについて、テキストから読み取っていく。

このエッセーは『統治することの最も少ない政府こそ最良の政府』というモットーを私は心から受け入れるものである」という有名な一節から始まる。

ソローはさまざまな表現を駆使して彼の「市民的不服従」を以下のように説く。

After all, the practical reason why, when

the power is once in the hands of the people, a majority are permitted, and for a long period continue, to rule, is not because they are most likely to be in the right, nor because this seems fairest to the minority, but because they are physically the strongest. But a government in which the majority rule in all cases cannot be based on justice, even as far as men understand it. Can there not be a government in which majorities do not virtually decide right and wrong, but conscience? - in which majorities decide only those questions to which the rule of expediency is applicable? Must the citizen ever for a moment, or in the least degree, resign his conscience to the legislator? Why has every man a conscience, then? ⁸⁾

上記からも読み取れるように、ソローにとっては多数決の原理は重要視されていない。彼にとっての多数者とは「正義」ではなく、単なる数の原理「腕力」にすぎない。彼にとっての「正義」の尺度は自己の「良心」に他ならない。超絶主義者であり、個人主義者でもあるソローは人間に備わる個々の「良心」にすべての基準をおいていることがわかる。また、法についても、自分の「良心」ではなく立法者の手によって作られた法律に重きをおいてはいない。法律に対する彼の考えは次の文章から読みとることができる。

I think that we should be men first, and subjects afterward. It is not desirable to cultivate a respect for the law, so much as for the right. The only obligation which I have a right to assume is to do at any time what I think right. It is truly enough said that a corporation has no conscience; but a

H.D. Thoreau “Civil Disobedience”における正義の概念

corporation of conscientious men is a corporation *with* a conscience. Law never made men a whit more just; and, by means of their respect for it, even the well-disposed are daily made the agents of injustice.⁹⁾

ここでソローは「正義」と「法律」を比較し、「正義に対する尊敬心と同程度に法律に対して尊敬心を育むことなど望ましいことではない」として法律への尊敬心に否定的な考えを述べている。彼にとっての唯一の義務とは法律を守ることではなく、「自分が正しいと考えるとおりに実行すること」であり、「法律が、人間をわずかでも正義に導いたことなど」なかったと法への不信を述べる。彼の認識では、善意をもった人々すら法律を尊敬するあまり不正に手を染めざるを得なくなっているという。これは、具体的には法律を守り人頭税を政府に収めている人々は、間接的に奴隷制度やメキシコ戦争を行う政治体制維持に加担しているのだという問題を指摘している。

次に、ソローの「市民的不服従」の実践に関して考えてみたい。上にあげた奴隷制度とメキシコ戦争に対する自己の良心の判断でもって、彼は人頭税の納税を拒否した（他のエッセーによれば、人頭税以外の納税の義務は果たしていたと述べている）。もっとも、彼の抵抗の出発点は奴隷制度への反対であり、その後メキシコ戦争の問題も加わったようだ。また、「すべての人間は革命の権利を認める。つまり、政府の暴政と無能が堪えることができなくなれば、その政府への忠誠を拒絶し、それに抵抗する権利を認めるのである」¹⁰⁾と述べている。ここでいう「革命」とは不服従的反抗のことを指していると想像できる。彼にとっての革命はあくまで非暴力での抵抗でなくてはならない。奴隷制度とメキシコ戦争への反対の姿勢は次からも見てとることができる。

… when a sixth of the population of a nation which has undertaken to be the refuge of liberty are slaves, and a whole country is unjustly overrun and conquered by a foreign army, and subjected to military law, I think that it is not too soon for honest men to rebel and revolutionize. What makes this duty the more urgent is the fact that the country so overrun is not our own, but ours is the invading army.¹¹⁾

自由の避難所とは当然アメリカのことを指しており、その国の人口の六分の一が奴隷であること、そして、アメリカ自体が侵略軍となっていることに対し、「誠実な人間」はただちに反乱と革命を起こすべきだと言っている。また、「人民（アメリカ国民）は、たとえ国家の存亡にかかわろうとも、奴隷を所有することとメキシコの戦争を仕掛けることをやめなければならない」¹²⁾と強く訴えている。

ここで、ソロー自身の価値の判断基準について少し考えてみたい。なにかに対して判断するとき、たとえば物事の善悪を決めるときには、そこには必ず判断基準が存在するはずである。ある者にとっては法律かもしれないし、ある者にとっては宗教的教義かもしれない。

We are accustomed to say, that the mass of men are unprepared; but improvement is slow, because the few are not materially wiser or better than the many. It is not so important that many should be as good as you, as that there be some absolute goodness somewhere; for that will leaven the whole lump.¹³⁾

All voting is a sort of gaming, like checkers or backgammon, with a slight moral tinge to

it, a playing with right and wrong, with moral questions; and betting naturally accompanies it.¹⁴⁾

上にあげた引用から、現代においても多くの物事を決定するための基準として用いられる「多数決の原理」や「投票」に対するソローの考えがわかる。前にも述べたとおり、少数者と多数者に差異があるわけではないし、投票は一種の勝負ごとにすぎないと考えている。彼にとっては「どこかに絶対的な善が存在する」ことが重要であり、その善の解明がソローの「正義」の概念へとつながるはずである。エマソン (Ralph Waldo Emerson) の「大霊」(The Over Soul) のようなものかもしれないが、『ウォールデン』の「より高い法則」(Higher Law) にもその原型を見つけられるのではないだろうか。エマソンやソローたち、超絶主義者が個人の無限の可能性に重きをおくことに注目すべきである。ソローの場合、彼の価値基準の源泉はピューリタニズムにある可能性が高い。¹⁵⁾

Action from principle - the perception and the performance of right - changes things and relations; it is essentially revolutionary, and does not consist wholly with anything which was. It not only divides states and churches, it divides families; ay, it divides the *individual*, separating the diabolical in him from the divine.¹⁶⁾

「原理原則に基づく行動、つまり正義の認識と実践とが物事を一変させるのである」そして、そうすることにより、「内なる悪魔的なもの」を「神的なもの」から分離することになるという。

3. 正義という概念

正義についての概念は、プラトン (Plátōn) アリストテレス (Aristotélēs) の時代より考えられてきたが、現在は一般的に、正義の課題は共同体の秩序を守ることであり、また秩序が形成されていない場合においては、その秩序を形成することと理解されるようである。その共同体の秩序が法であるならば、法を守り法を作ることこそその共同体の正義と考えられるであろう。

しかし、これまでに見てきたように、ソローの正義は共同体の秩序を守るための法とは考え難い。それは以下の引用からも明白である。

I do not hesitate to say, that those who call themselves Abolitionists should at once effectually withdraw their support, both in person and property, from the government of Massachusetts, and not wait till they constitute a majority of one, before they suffer the right to prevail through them. I think that it is enough if they have God on their side, without waiting for that other one. Moreover, any man more right than his neighbors constitutes a majority of one already.¹⁷⁾

すでに述べているが、ソローは多数決によって決定された正義を認めてはいない。ここに書かれているように、正しいものは多数を構成せずとも誰もが一票差による多数派を構成していると考えるのである。その一票差をつくりだすのは「神」が自分の側についているからだと考えるのである。ソローは教会には行ったことがないと語っているが、それは永遠なるもの(真理)の追求は教会や聖書を通じてなされるべきものではなく、自然によってなされるものだという考えに基づいたものである。真理を神と考えることもできるであろう。ソローの言う「神」とはキリスト教の「神」では

H.D. Thoreau “Civil Disobedience”における正義の概念

なく、エマソンの「大霊」やソローの『ウォールデン』での「より高い法則」にみられる「自然」へとつながる存在であるといえよう。彼の判断の基準が自分のなかにある内なる「神」が「真理」と考えるならば、それこそが「正義」とみなすことができるであろう。

また、先に述べた法に対する考えは次の引用にも明らかである。

The lawyer's truth is not truth, but consistency or a consistent expediency. Truth is always in harmony with herself, and is not concerned chiefly to reveal the justice that may consist with wrong-doing.¹⁸⁾

法における真理は単なる首尾一貫性と考えるソローにとって、法こそが正義であるという一般的な思考はないのである。

この項で見えてきたことから、ソローの「市民的不服従」を次のようにまとめることができよう。

・「市民的不服従」は個人の良心によって行われる行為であって、他者の考えに影響されるべきものではない。

・「良心」に照らした「正義」を行うための行動であり、その「正義」は個人の内なる神的なものによってなされるため、社会の法によって左右されるものではない。

4. おわりに—ロールズとソローの「市民的不服従」

I came into this world, not chiefly to make this a good place to live in, but to live in it, be it good or bad. A man has not everything to do, but something; and because he cannot do *everything*, it is not necessary that he should do *something* wrong.¹⁹⁾

この言葉は『ウォールデン』においても述べられている内容であるが、ここにソローの基本的信念がうかがえる。ソローの作品はナチュラリストとしての「自然論」と、「社会改革論」の両輪と評されるが、そのどちらもが彼の首尾一貫した個人主義（個人の可能性に対する信頼）に基づくきわめて超絶主義的な思想である。

また、ロールズの「市民的不服従」について考えるならば、ロールズが意識しているものはコミュニティであり、そのなかでの公共性である。ロールズが目指したものは「功利主義」の克服であり、それに代わる「規範主義」であると言えるであろう。彼が言うように、ソローの「市民的不服従」は「良心的拒否」というカテゴリーに分別されるかもしれないけれども、双方が「正義」の実現のために行われるのは明白である。

ソローが一世に問うた「市民的不服従」“Civil Disobedience”という言葉は、より一般化され現代にも通じる概念となっている。

注

1) 以上の段落をまとめるにあたり、次のものをはじめとする諸文献を参照した。哲学事典, 平凡社, 昭和46年4月。福田陸太郎: アメリカ文学思潮史, 中京出版, 昭和50年4月。箭内任: 「不服従と抵抗の理論(その1) —市民的不服従と市民—」, 尚絅学院大学紀要69号。

2) Rawls, John: *A Theory of Justice*, Harvard University Press, pp363-364 (1971)

3) Rawls, p. 364

4) Rawls, p. 365

5) Rawls, p. 366

6) Rawls, p. 369

7) Rawls, p. 369

8) Thoreau, Henry David: 'Civil Disobedience',

- Walden and Civil Disobedience, W. W. Norton & Company, p.225 (1966)
- 9) Thoreau, p. 225
- 10) Thoreau, p. 227
- 11) Thoreau, p. 227
- 12) Thoreau, p. 228
- 13) Thoreau, p. 228
- 14) Thoreau, p. 228
- 15) 富永和元:『ウォールデン』にみられる善と悪の問題,『ヘンリー・ソーロー研究論集』, pp. 51-59, 日本ソーロー学会 (1999)
- 16) Thoreau, p. 230-231
- 17) Thoreau, p.232
- 18) Thoreau, p. 241
- 19) Thoreau, p. 232

参考文献

- 田中将人 2017 『ロールズの政治哲学 差異の神義論=正義論』 風行社.
- 渡辺幹雄 2001 『ロールズ 正義論再説 その問題と変遷の各論的考察』 春秋社.
- Harding, Walter. 1962. The days of Henry Thoreau, Princeton.